

政 令

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十四号

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十七年二月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十五号

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第四十四条第一項ただし書、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法附則第十四条第一項及び第十六条並びに独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律附則第二条第三項及び第十一項、第五条並びに第九条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備（第一条―第十八条）
第二章 経過措置（第十九条―第二十三条）
附則

第一章 関係政令の整備

（独立行政法人医薬基盤研究所法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人医薬基盤研究所法施行令（平成十六年政令第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令

第一条を削る。

第二条第一項中「独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」に、「法第十八条第一号に掲げる業務に係る勘定において、通則法」を「独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）」に、「法第十九条第一項」を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項」に、「法第十九条第一項」を「法第十八条第一項」に改め、同項第一号中「第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条を第一条とする。

第三条第一項中「第十九条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「第十八条第三項」に改め、同条を第二条とする。

第四条を第三条とする。

第五条中「次の各号に掲げる国庫納付金の区分に応じ当該各号に定める会計」を「一般会計」に改め、同条各号を削り、同条を第四条とする。

第六条を削る。

附則第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、附則第八条及び第九条を次のように改める。

（承継勘定に係る毎事業年度において国庫に納付すべき額の算定方法）

第八条 法附則第十二条第四項に規定する承継勘定（次条及び附則第十条において「承継勘定」という。）における法附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用する通則法第四十四条第一項ただし書の政令で定めるところにより計算した額（附則第十条において「毎事業年度において国庫に納付すべき額」という。）は、通則法第四十四条第一項に規定する残余の額に百分の九十を乗じて得た額とする。

（承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続及び国庫納付金の納付手続等）

第九条 承継勘定に係る積立金に関する処分に係る承認の手続並びに国庫納付金の納付手続、納付期限及び帰属する会計（次条及び附則第十二条において「納付手続等」という。）については、第一条から第四条までの規定を準用する。この場合において、第一条第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（以下「法」という。）附則第十二条第五項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と、「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。以下「法」という。）第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、「法第十五条に規定する業務」とあるのは「附則第十一条第五項に規定する承継業務」と、「法第十八条第一項」とあるのは「法附則第十二条第六項において準用する法第十八条第一項」と、第二条第一項中「第十八条第三項」とあるのは「附則第十二条第六項において準用する法第十八条第三項」と、第四条中「一般会計」とあるのは「財政投融资特別会計の投資勘定」と読み替えるものとする。

附則第十一条から第二十三条までを削り、附則第十条を附則第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の適用に関する経過措置）

第十四条 独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下この条において「国立健康・栄養研究所」という。）の解散前に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）の規定により国立健康・栄養研究所に対しされた許可、認可その他の処分又は通知その他の行為であつて、独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）附則第二条第一項の規定により研究所が承継することとなる権利及び義務に係るものは、国立健康・栄養研究所の解散後は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定により研究所に対しされた許可、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。